

○小田原市文化振興ビジョン策定検討委員会設置要綱

(平成23年6月1日)

小田原市文化振興ビジョン策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「希望と活力あふれる小田原」の実現のため、文化力の向上を目指し、市が取り組むべき文化振興策の指針を定めるため、小田原市文化振興ビジョン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(組織等)

第2条 委員会は、委員13人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民（公募により選出された市民含む。）
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議及び資料の公開)

第6条 委員会の会議及び資料等は、原則として公開する。ただし、公共の福祉又は会議の円滑な運営確保のため委員長が特に必要があると認めるときは、委員会の議決により、これを公開しないことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び会議に出席した者は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化部文化政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。